

西桂町耐震改修促進計画

平成 20 年 9 月

平成 28 年 3 月（改定）

平成 31 年 3 月（改定）

令和 3 年 3 月（改定）

令和 8 年 3 月（改定）

西桂町

<目次>

序 章.....	1
1 計画の目的	1
2 本計画の位置づけと他計画との関係	1
3 計画の期間	1
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	2
1 想定される地震の規模・被害の状況	2
(1) 想定される地震の規模	2
(2) 人的被害	4
(3) 建物被害	5
2 耐震化の現状	6
(1) 住宅建築時期別の状況等	6
(2) 住宅の耐震化の現状	7
(3) 特定建築物等の耐震化の現状	8
3 耐震改修等の目標設定	10
(1) 住宅の耐震化率の目標設定	10
(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標設定	10
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	11
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	11
(1) 西桂町の役割	11
(2) 住宅・建築物の所有者等の役割	11
(3) 建築関係団体	11
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	12
(1) 住宅に関する支援策	12
(2) 特定既存耐震不適格建築物に関する支援策	12
3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	13
(1) 専門技術者紹介体制の整備	13
(2) 町民への住宅耐震化の啓発	13
4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進	14
(1) 地震発生前の対策	14
(2) 地震発生後の対応	14
5 地震発生時に通行を確保すべき道路	15
(1) 耐震改修促進法第六条第3項第一号の適用を受ける道路	15
(2) 耐震改修促進法第六条第3項第二号の適用を受け、 かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置づけるもの	15
第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及....	16
1 相談体制の整備及び情報提供の充実	16
2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催	16
3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	16
4 自治会等との連携に関する事項	16
5 耐震啓発ローラー作戦による啓発	16
6 税制の周知・普及	16
第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	17
1 県、市町村、関係団体による体制の整備	17
2 西桂町内での耐震化促進体制の整備	17

西桂町耐震改修促進計画

序 章

1 計画の目的

西桂町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

このたび、国が令和7年7月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を改正し、目標の見直しや、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的事項の追加等が行われました。

このことを受け、西桂町の耐震改修促進計画を10年間延長するとともに、計画実績を踏まえ建築物の耐震化をより一層促進していくため、本計画を一部改訂します。

耐震化の必要性について

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

また、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震は、巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど甚大な被害をもたらしました。

近年においても、平成28年4月の熊本地震、令和6年1月の能登半島地震など大規模地震が発生し、特に、旧耐震基準で建築された木造住宅に深刻な構造被害が生じました。

また、西桂町に影響のある南海トラフ地震や首都直下地震について発生の切迫性が指摘されており、さらなる耐震化の促進が必要とされています。

2 本計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、法第六条第1項に基づき策定したものです。

また、西桂町地域防災計画や山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

3 計画の期間

本計画は、国の基本的な方針の目標年に合わせ、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

（社会情勢の変化や本計画の実施状況に適切に対応するため、適宜、検証を行い、必要に応じ、計画の改定を行います。）

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年）によると、県内で想定される地震は、次のとおりです。

① 南海トラフの巨大地震（東側ケース）

南海トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震のうち山梨県での震度が最も大きくなる「東側ケース」の地震

② 首都直下地震 M7（立川市直下）

相模トラフ沿いの首都直下プレート境界で発生する海溝型地震のうち山梨県域にかかる震源断層域を含む地震

③ 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間

山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち長野県側で発生する地震

④ 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間

山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち山梨県側で発生する地震

⑤ 曾根丘陵断層帯

甲府市の南側に位置する活断層で発生する地震

⑥ 扇山断層

山梨県の東部に位置する活断層で発生する地震

⑦ 身延断層

山梨県の南部に位置する活断層で発生する地震

⑧ 塩沢断層帯

山梨県の東部、静岡県との県境に位置する活断層で発生する地震

⑨ 富士川河口断層帯

山梨県南部から太平洋にかけて位置する活断層で発生する地震

⑩ 【参考】首都直下地震（M8 クラス相模トラフ）

相模トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震

（1）想定される地震の規模

想定される地震のうち、西桂町に大きな影響のある地震、規模等は、次のとおりです。（表1－1・図1－1）

表 1－1 想定される地震一覧

想定される地震	想定される地震の規模
① 南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	震源は遠いものの、 県中心部～南部 にかけて揺れが大きく、 一部の地域で最大震度 7 の揺れが想定される。
② 首都直下地震 M7 (立川市直下)	震源に近い、 県東部及び富士五湖地域の一部 で 最大震度 6 強 の揺れが想定される。
③ 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	震源が位置する 県北西部 で 震度 6 強から震度 7 、 甲府盆地の一部地域 で 最大震度 7 が想定される。
④ 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	震源が位置する 県西部 で広範囲に 震度 6 弱以上 となり、 一部地域 で 震度 7 が想定される。
⑤ 曾根丘陵断層帯	震源が位置する 県中心部 において 震度 7 の揺れが広く発生することが想定される。
⑥ 扇山断層	震源が位置する 県東部 を中心に揺れが大きく、 一部の地域で最大震度 7 の揺れが想定される。
⑦ 身延断層	震源の真上にあたる 県南西部 の揺れが大きく、 一部の地域で最大震度 6 強 の揺れが想定される。
⑧ 富士川河口断層帯	震源の近い 県南部 において 最大震度 7 の揺れが想定される。
⑨ 富士川河口断層帯	震源の近い 県南部 において 最大震度 7 の揺れが想定される。
⑩ 首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)	震源に近い 県東部 で揺れが大きく、揺れやすい地盤においては 最大震度 7 の揺れが想定される。

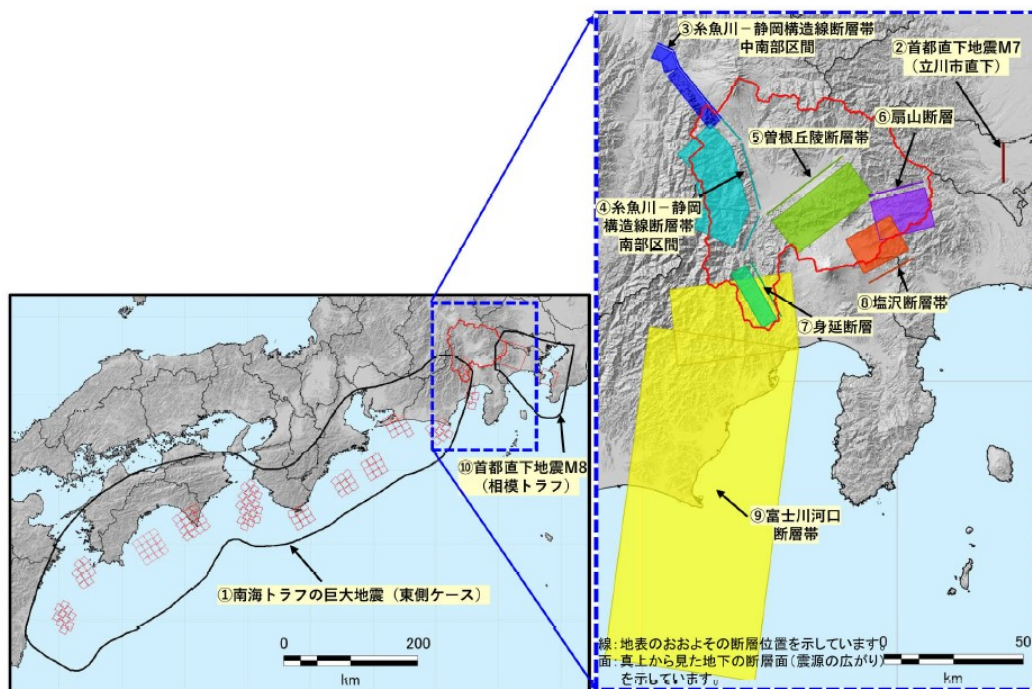


図 1－1 想定地震の位置

(出典：山梨県耐震改修促進計画)

(2) 人的被害

山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年）による想定される西桂町の人的被害は、表1－2のとおりです。

なお、地震発生時の条件については、冬季18時、風速8m/sで想定したものです。

表1－2 想定される地震による人的被害想定

(単位：人)

	死 者	重傷者	軽傷者	合 計
① 南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	4	5	28	37
② 首都直下地震 M7 (立川市直下)	0	0	2	2
③ 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	0	0	1	1
④ 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	0	0	1	1
⑤ 曾根丘陵断層帯	3	4	19	26
⑥ 扇山断層	0	0	3	3
⑦ 身延断層	0	0	0	0
⑧ 塩沢断層帯	0	0	3	3
⑨ 富士川河口断層帯	9	13	49	71
⑩ 【参考】首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)	6	9	38	53

(3) 建物被害

山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年）によると、西桂町の建物被害は、表1－3のとおりです。

表1－3 想定される地震による建物被害想定

(単位：棟)

	全壊	半壊	合計
① 南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	72	193	265
② 首都直下地震M7 (立川市直下)	5	26	31
③ 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	1	6	7
④ 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	2	15	17
⑤ 曽根丘陵断層帯	49	142	191
⑥ 扇山断層	6	33	39
⑦ 身延断層	0	0	0
⑧ 塩沢断層帯	6	30	36
⑨ 富士川河口断層帯	179	295	474
⑩ 【参考】首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)	119	251	370

2 耐震化の現状（令和7年度末の推計）

（1）住宅建築時期別の状況等

令和5年の「住宅・土地統計調査」を基に、令和7年度末の家屋の集計によると、西桂町内の住宅総数は、1,678戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、545戸で全体の32.5%を占めています。（表1-4）

表1-4 建築時期別住宅数

（単位：戸）

住宅総数				
1,678	昭和55年以前の住宅※	545 32.5%	昭和56年以降の住宅※	1,133 67.5%

※昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された（新耐震基準）ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降で分ける必要がありますが、根拠としている課税台帳が昭和55年と昭和56年で分かれているため便宜上この区分を採用しています。

西桂町内の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の98.6%を占めています。また、戸建て住宅の33.0%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は32.5%です。

一方、共同建て住宅においては、昭和55年以前に建築された共同住宅はなく、昭和56年以降に建てられた、共同建て住宅のみとなっており、住宅総数に対する割合は1.4%と低くなっています。（表1-5）

表1-5 建方別建築時期別住宅数

（単位：戸）

住宅総数		①	昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
		1,678	545		1,133	
	②	構成比 (②／①)	③	(③／②)	④	(④／②)
戸建て	1,654	98.6%	545	33.0%	1,109	67.0%
共同建て	24	1.4%	0	0.0%	24	100.0%

住宅の構造別に見ると、木造住宅は1,537戸あり、全体の91.6%を占めています。また、昭和55年以前に建築された住宅で見ると木造住宅が511戸あり、昭和55年以前に建築された住宅全体の93.8%を占めています。（表1-6）

表1-6 構造別建築時期別住宅数

（単位：戸）

住宅総数		①	昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
		1,678	③ 545		⑤ 1,133	
	②	構成比 (②/①)	④	(④/③)	⑥	(⑥/⑤)
木 造	1,537	91.6%	511	93.8%	1,026	90.6%
非 木 造	141	8.4%	34	6.2%	107	9.4%

（2）住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を実施したものを加えると、耐震性のある住宅数は1,133戸になり、西桂町内における住宅の耐震化率は、令和7年度末で79.3%と推計されます。（表1-7）

表1-7 住宅の耐震化の現状

（単位：戸）

住宅総数						耐震性有の 住宅数	耐震化率 〔令和7年度末 推計値〕
	昭和55年 以前の 住宅	耐震性を 有するもの	耐震改修 を実施した もの	耐震性が 無いもの	昭和56年 以降の 住宅		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(②+⑥)	②	③	④	⑤	⑥	(③+④+⑥)	(⑦/①)
1,678	545	180	17	348	1,133	1,330	79.3%

（３）特定建築物等※^１の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は昭和５５年以前の建築物は３棟あり、すべて改修済となります。また、昭和５６年以降の建築物は７棟となり、西桂町における「多数の者が利用する特定建築物等」は全部で１０棟となり、耐震化率は１００％となります。（表１－８）

表１－８ 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状

（単位：棟）

特定建築物 等 ※ ¹ ①	昭和55年 以前の 特定建築物 等					昭和56年 以降の 特定建築物 等 ⑥	耐震性有の 特定建築物 等 ⑦	耐震化率 〔令和2年度末 推計値〕 ⑧
	耐震性を 有するもの ③	耐震改修 を実施した もの ④	耐震性が 無いもの ⑤					
	(②+⑥)	②	③	④	⑤	⑥	(③+④+⑥)	(⑦／①)
10	3	0	3	0	7	10	100.0%	

※１ 特定建築物等について

本計画において、「特定建築物等」とは、次に掲げる建築物のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物で同法第三条第２項の規定の適用（建築基準法等の適用の除外）をうけている建築物を示します。なお、特定建築物等の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

一．耐震改修促進法第十四条第一号に定める特定既存耐震不適格建築物

（学校や体育館、病院、百貨店、ホテル等、多数の者が利用する建築物で耐震改修促進法施行令第六条により定める規模以上の建築物のこと）

二．耐震改修促進法第十四条二号に定める特定既存耐震不適格建築物

（政令第七条より定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物）

三．耐震改修促進法第十四条三号に定める特定既存耐震不適格建築物

（地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるとして、本促進計画に位置付けた道路(p.14.15)に接する建築物）

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。（表1－9）

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1－9 「多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状」

（単位：棟）

区分	用 途	昭和55年 以 前 の 建 築 物 ①	昭和56年 以 降 の 建 築 物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和2年度末) ⑤ (④/③)
災害時の 拠点 となる 建築物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	3	3	6	6	100.0%
	公共建築物	0	0	0	0	
	県	3	3	6	6	100.0%
	市町村	0	0	0	0	
不特定 多数の 者が 利用 する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	0	0	0	0	
	公共建築物	0	0	0	0	
	県	0	0	0	0	
	市町村	0	0	0	0	
特定 多数の 者が 利用 する 建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	0	4	4	4	100.0%
	公共建築物	0	1	1	1	100.0%
	県	0	3	3	3	100.0%
	市町村	0	0	0	0	
計	民間建築物	3	7	10	10	100.0%
	公共建築物	0	1	1	1	100.0%
	県	3	6	9	9	100.0%
	市町村	0	0	0	0	

※民間建築物の④と⑤は、推計値です。

3 耐震改修等の目標設定

(1) 住宅の耐震化率の目標設定

山梨県では、「耐震改修促進計画」において、今後予想される地震被害から県民の生命と財産を守るため、国の基本方針を参考に、耐震性が不十分な住宅について令和17年までにおおむね解消することを目指しています。

建築物の老朽化等に伴い、昭和55年以前建築の耐震性の無い住宅について建替えや除却により耐震性を有さない建築物が減少するため、耐震化率は徐々に向上します。そうした状況において、西桂町においては、引き続き耐震化に向け努力していき、令和17年度末における住宅の耐震化率の目標を96.5%とします。(表1-10)

表1-10 令和17年度末における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

住宅総数 ① (②+⑤)		昭和55年 以前の 住宅			昭和56年 以降の 住宅	耐震性 有の住 宅数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 ⑦ (⑥/①) 〔令和7年 度末 推計値〕	耐震化率の 目標 ⑧ (⑥/①) 〔令和17年 度末〕
		②	③ 耐震性を 有するもの	④ 耐震性が 無いもの				
令和7年度	1,678	545	197	348	1,133	1,330	79.3%	
令和17年度	1,700	300	240	60	1,400	1,640		96.5%

(2) 多数の者が利用する特定建築物等^{※1}の耐震化率の目標設定

令和7年度末における特定建築物等^{※1}の耐震化率として100%達成しています。公共建築物について必要に応じ建築物の改修・修繕を行い、今後も耐震性を確保できるよう努めます。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と市町村は、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、県、市町村、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

※詳細は、住宅耐震緊急促進アクションプログラムによる。

(1) 西桂町の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ることとします。

このため、県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。

(2) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、適正な状態で維持していくことが必要となります。

特に、法第十四条第一号で規定する既存不適格建築物の所有者等は、利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることが必要となります。

また、法第十四条第二号及び第三号で規定する既存耐震不適格建築物の所有者等は、建物が倒壊した際の周囲に及ぼす影響を認識し、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることが必要となります。

(3) 建築関係団体

建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

西桂町民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

(1) 住宅に関する支援策

現在、西桂町が実施している支援事業の概要は、表 2－1 のとおりです。

引き続きこうした支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

表 2－1 木造住宅居住安心支援事業

区分		対象	助成内容	補助限度額
耐震診断		昭和 5 6 年 5 月以前に着工された木造住宅	町が耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施する経費に助成	全額助成
耐震改修等	設計＋耐震改修		耐震改修工事等に対する経費の一部を助成	上限 1,437,500 円
	設計＋建替え		建替え工事等に対する経費の一部を助成	
耐震シェルター設置		昭和 5 6 年 5 月以前に着工された木造住宅	耐震シェルターの設置に要する経費の一部を助成	上限 360,000 円

※詳細については、補助金交付要綱で定めています。

(2) 既存耐震不適格建築物に関する支援策

既存耐震不適格建築物のうち、法附則第三条で規定する要緊急安全確認大規模建築物及び法第七条で規定する要安全確認計画記載建築物について、西桂町は山梨県と連携して耐震化への支援を実施していきます。

なお、上記以外の既存耐震不適格建築物については、建物所有者が自発的に取り組んでいけるように国や全国的な取り組みの動向を見ながら、支援策を検討してまいります。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

（１）専門技術者紹介体制の整備

町内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、（一社）山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断や耐震改修に関する技術的な講習会を受講した建築士の名簿の閲覧を実施して参ります。

（２）町民への住宅耐震化の啓発

町民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修などに関する情報を容易にわかりやすく解説し、ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、県庁（建築住宅課及び各建設事務所）並びに（一社）山梨県建築士会などの無料相談窓口を紹介しています。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

①ブロック塀等の転倒防止対策

地震時のブロック塀や擁壁の転倒により、死傷者が発生することがあります。このため、今後も通学路等を中心に危険箇所の点検を実施するとともに、転倒する危険性のある箇所については、町の助成金交付制度等（表２－２）の活用等により改修工事がなされるよう引き続き指導します。

表２－２ 西桂町ブロック塀等撤去促進事業

制度の概要	町内に存する危険なブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀の倒壊又は転倒による災害を防止し、安全なまちづくりを促進するため、ブロック塀等の撤去を行う者に対し、補助金を交付する。
対 象	高さが１ｍ以上のもので、道路、公園、広場、公共建築物の敷地その他の通常の状態において不特定多数の者が利用し、将来にわたって継続して利用される土地に面するブロック塀等。
補 助 限 度	上限１５万円 (１ｍにつき１万円を乗じて得た額と上記のうち、いずれか少ない額)

②天井等の非構造部材の安全性の向上

東日本大震災では、体育館、劇場、空港などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落被害が多く見られました。

これらの被害を踏まえ、建築物の天井脱落対策に係る基準の新設及び新築建築物等への基準適合の義務付け等を定める建築基準法施行令等の改正が行われました。

これらのことから、西桂町においても避難所となる集会場など、天井の落下の危険性がある施設については、天井の脱落対策を検討していきます。

③家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり避難等の妨げになったりします。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

(2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度※に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

※被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路

(1) 耐震改修促進法第六条第3項第一号の適用を受ける道路 (耐震診断の義務付け対象道路)

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「西桂町防災計画」等で地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送道路等として位置づけられています。

この緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉塞を防ぎ広域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進める上で重要となります。

そこで、地震による倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため「耐震改修促進法第六条第3項第一号の適用を受ける道路」を表2-3の通り指定します。

表2-3 耐震改修促進法第六条第3項第一号の適用を受ける道路

道路種別	路線名	起終点
一般国道	国道139号	都留市境から富士吉田市境までの間

(2) 耐震改修促進法第六条第3項第二号の適用を受け、かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置づけるもの

西桂町地域防災計画では、高速道路や幹線道路等の広域的ネットワークを構成し、災害時に輸送の骨格をなす道路である第1次緊急輸送路の他、第1次緊急輸送路を補完し相互に連絡し緊急輸送路の代替性や多重性を確保する道路として第2次緊急輸送路を、そして、緊急輸送路を補完し拠点施設へのアクセスを確保する路線として「山梨県地域防災計画において指定する道路」を緊急輸送路として指定しています。

以上をふまえ、耐震診断の義務付け対象道路とならないが耐震化を促進すべき重要な道路として、表2-3の道路を耐震改修促進法第六条第3項第二号の適用を受け、かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置付け、沿道の耐震化を促進します。

表2-3 耐震改修促進法第六条第3項第二号の適用を受け、防災上重要な道路

道路種別	路線名	起終点
一般国道	国道139号	都留市境から富士吉田市境までの間
町道	小沼中央線(1)	西桂小学校から西桂町役場までの間
	小沼中央線(2)	国道139号から西桂小学校までの間
	中学校前線	国道139号から西桂中学校までの間
	下暮地宮下中野線	西桂中学校から三ツ峠線までの間
	三ツ峠線	西桂町役場から上河原橋までの間
	柿園倉見線	国道139号から県道富士吉田西桂線までの間

※ただし、(1)の耐震改修促進法第六条第3項第一号に該当する道路区間と重複する箇所は、(1)が優先されます。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発 及び知識の普及

耐震化を促進するために、町民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1 相談体制の整備及び情報提供の充実

西桂町では、県や（一社）山梨県建築士会地震相談窓口及び、（一社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、町民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする町民に対し、わかりやすい情報の提供に努めることとします。

2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

西桂町では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、町民に対し各種の情報を提供に努めることとします。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、西桂町では県と協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後も一般的なリフォーム工事と併せ耐震改修工事が実施されるよう、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載等による情報提供等に努めます。

4 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、西桂町では各自治会と連携して地域ぐるみでの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、地域の自治会や自主防災組織等と協働し、住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

5 耐震啓発ローラー作戦による啓発

木造住宅の耐震化へのきめ細やかな普及啓発と耐震診断・補強工事を推進するため、県、市町村、自治会、建築士等が連携し、古い木造住宅が密集している地区等を中心に各戸訪問を実施し、耐震化への普及啓発と相談、補助制度の紹介・申し込みの受け付けを実施しています。

6 税制の周知・普及

西桂町は、県と連携して、一定の耐震改修工事を行った場合に受けられる所得税の控除や固定資産税の減額措置等の優遇税制について、広報・周知を行い、これらの制度の活用を促すことで、耐震化を促進します。

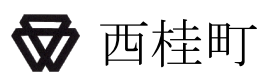
第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し 必要な事項

1 県、市町村、関係団体による体制の整備

円滑かつ適切な耐震化を促進するため、県、市町村及び県内建築関係団体による体制を整備し、耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換等を行うこととします。

2 西桂町内での耐震化促進体制の整備

西桂町内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供等を行う地域の自治会や自主防災組織等と協調した体制を整備します。



西桂町

建設産業課

〒403-0022 山梨県南都留郡西桂町小沼 1500-1

TEL : 0555-25-2121 FAX : 0555-20-2015